

県本部各部課長 殿  
県下各警察署長

原	議	永	年	保	存
共	00	00	10	31	5年

宮本運教第262号  
平成29年3月10日  
宮城県警察本部長

違反者講習実施要綱の一部改正について（通達）

違反者講習（道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の2第1項第13号に規定する講習をいう。）については、「違反者講習実施要綱の全部改正について（通達）」（平成26年5月27日付け宮本運教第606号）により運用しているところであるが、道路交通法の一部を改正する法律（平成27年法律第40号）の施行に伴い、違反者講習実施要綱の一部を別添のとおり改正し、平成29年3月12日から施行することとしたので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、これに伴い、前記通達は廃止する。

記

1 改正の趣旨

準中型自動車免許の新設に伴い、所要の改正を行った。

2 主な改正点

(1) 運転適正指導における使用車両の追加

実車による運転適性指導を行う際の使用車両に準中型自動車を追加した。

(2) 講習用教材の自動車等の追加

講習教材の自動車等に準中型自動車を追加した。

3 その他文言等の整理

所要の改正に加え、の文言等の整理を行った。

## 違反者講習実施要綱

### 第1 趣旨

この要綱は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の2第1項第13号の規定による違反者講習（以下「講習」という。）に関する事務処理について必要な事項を定めるものとする。

### 第2 準拠

講習の実施については、法、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）、運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号。以下「講習規則」という。）及び宮城県道路交通規則（平成13年宮城県公安委員会規則第1号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### 第3 用語の定義

この要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ次に定めるところによる。

#### 1 社会参加活動

講習規則第6条に規定する活動をいう。

#### 2 運転適性指導

法第108条の4第1項第1号の運転適性指導をいう。

### 第4 基本的留意事項

#### 1 講習指導員

講習指導員は、講習実施者として適格性を有する者をもって充て、受講者数に応じて必要な数を確保すること。

##### (1) 講習指導員の要件

講習における指導（府令第38条第13項第2号及び第38条の3）に従事する講習指導員の要件は、次に掲げるところによる。

ア 25歳以上の者であること。講習規則第7条第2項第1号)

イ 講習における指導に用いる自動車等を運転することができる免許（仮免許を除く。）を現に受けている者であること。（講習規則第7条第2項第2号)

ウ 次のいずれにも該当しない者であること。

(ア) 運転適性指導について不正な行為をしたため、運転適性指導員、停止処分者講習指導員、高齢者講習指導員又は違反者講習指導員のいずれかの職を解任された日から起算して2年を経過していない者

(イ) 法第117条の2の2第11号に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者

(ウ) 自動車等の運転に関し、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処

罰に関する法律（平成25年法律第86号）第2条から第6条までに規定する罪又は法で定める罪（前記(イ)に規定する罪を除く。）を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者

エ 次のいずれにも該当する者であること。

(ア) 運転適性指導に関する業務に関し次のいずれかに該当する者であること。

a 運転適性検査・指導者資格者証の交付を受け、運転適性指導に関する業務に従事した経験の期間がおおむね1年以上ある者（講習規則第7条第2項第3号）

b 宮城県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が運転適性に関する業務に関し前記aに掲げる者と同等以上の技能、知識及び経験を有すると認める者

(イ) 自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し次のいずれかに該当する者であること。

a 普通自動車に係る教習指導員資格者証及び大型自動二輪車又は普通自動二輪車に係る教習指導員資格者証の交付を受け、自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね1年以上ある者

b 普通自動車に係る届出教習所指導員課程及び大型自動二輪車又は普通自動二輪車に係る届出教習所指導員課程を修了し、自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね1年以上ある者

c 公安委員会が自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し前記a又はbに掲げる者と同等以上の技能、知識及び経験を有すると認める者

オ 次のいずれかに該当する者であること。（講習規則第7条第2項第4号）

(ア) 公安委員会が行う講習における指導に必要な技能及び知識に関する審査に合格した者

(イ) 講習における指導に必要な技能及び知識に関する国家公安委員会が指定する講習（自動車安全運転センターが実施する新任運転適性指導員研修、運転適性講習指導員研修又は違反者・停止処分者講習指導員研修をいう。）を終了した者

(2) 社会参加活動に係る講習指導員

違反者講習のうち、運転者の資質の向上に資する活動（以下「社会参加活動」という。）の体験をさせることのみを担当する者については、前記(1)の要件に該当する必要はないが、社会参加活動そのものが講習内容であることに鑑み、それぞれの活動についての講習指導員としてふさわしい者であると公安委員会が認める者をもって充てるものとする。

2 講習施設

交通部運転教育課長（以下運転教育課長という。）は、所要の受講者を収容で

きる必要な教材を整えた教室等を整備し、講習の実施に必要な施設を確保するものとする。

### 3 講習用教材

府令第38条第13項第2号に規定する教材について、次のとおり整備するものとする。

#### (1) 教本、視聴覚教材等

教本、視聴覚教材等は、別紙1の内容について正確にまとめられた教本及び宮城県の交通実態に関する資料、危険予測、事故事例等に関する視聴覚教材等を必要数整備するものとする。

また、筆記による検査のために所要の運転適性検査用紙を必要数整備するものとする。

#### (2) 自動車等

運転教育課長は、自動車等の運転について必要な適性に関する調査でコース又は道路における自動車等の運転をさせることにより行う検査によるものに基づく指導（以下「実車による指導」という。）が適正かつ効果的に実施できるよう、所要の自動車及び原動機付自転車を必要数整備するものとする。

なお、大型自動車、中型自動車及び準中型自動車については補助ブレーキ等の装置を装備したものと普通自動車についてはマニュアル式及びオートマチック式のものに補助ブレーキ等の装置を装備したものとする。

また、大型自動二輪車及び普通自動二輪車についてはマニュアル式及びオートマチック式のもの、原動機付自転車については原則としてスクータータイプのものとする。

#### (3) 運転シミュレーター

運転シミュレーターは、型式認定を受けたもの等適正なものを整備し、自動車等の運転について必要な適性に関する調査で運転シミュレーターの操作により行う検査によるものに基づく指導（以下「運転シミュレーター操作による指導」という。）の実効が期されるよう、四輪車用、自動二輪車用及び原動機付自転車用の運転シミュレーターを必要数整備するものとする。

#### (4) 運転適性検査器材

運転適性検査機材は、自動車等の運転について必要な適性に関する調査で運転適性検査器材を用いた検査によるものに基づく指導（以下「器材使用による指導」という。）が実施できるよう、動体視力検査器、夜間視力検査器並びに運転において必要な視覚を通じた刺激に対する反応の速度及び正確性を検査する器材を備え付けるものとする。

### 4 講習の委託

講習を委託する場合は、府令第38条の3に規定する基準に適合する者を選定すること。

なお、適正な委託契約によって講習の委託を行い、十分な講習水準が維持され、

講習が適正に行われるよう常時指導に当たること。

## 第5 講習実施上の留意事項

### 1 受講申請の受理

受講申請の受理は、違反者講習受講申請書（別記様式第1号）の提出を受け、手数料を徴収の上行うものとする。

なお、違反者講習通知書（以下通知書という。）、運転免許証等により受講対象者本人であることを確認するとともに、運転免許証が有効期間内であることを確認するものとする。

### 2 講習の実施区分

講習は、講習を受けようとする者の選択により、社会参加活動を体験させることを含む講習（以下「社会参加活動を含む講習」という。）及び社会参加活動を含む講習以外の講習（以下「社会参加活動を含まない講習」という。）に区分して行うこと。（府令第38条第13項第2号）

また、社会参加活動を含む講習は、次の二つのコースを設け、受講者に選択させるものとする。

なお、社会参加活動を含まない講習を選択する者には、指定日の当日において、講義等、実車による指導、運転シミュレーター操作による指導、面接指導及び考査を行うものとする。

- (1) 指定した講習日（複数の指定日によることもある。）にあらかじめ社会参加活動の体験をさせた上で、その後、別に指定した講習日に座学等（筆記による検査に基づく指導及び器材使用による指導を含む。以下同じ。）及び考査を行うコース（以下「事前体験コース」という。）
- (2) 指定した講習日の当日に、座学等、社会参加活動の体験及び考査を行うコース（以下「当日体験コース」という。）

### 3 講習日等

#### (1) 講習日

講習日は、講習の通知を受けてから1か月間（法第102条の2）の受講期間を認めている法の趣旨に鑑み、受講者の利便性を配慮して選定するものとする。

#### (2) 講習時間及び実施期間

講習時間は6時間（府令第38条第13項第3号）とし、社会参加活動を含む講習（当日体験コース）及び社会参加活動を含まない講習はそれぞれ6時間を1日間でを行い、社会参加活動を含む講習（事前体験コース）は6時間を2日間に分けて行うものとする。ただし、社会参加活動を含む講習（事前体験コース）における社会参加活動を体験させる時間の2時間30分は、1時間を単位として、1回1時間の活動を3日間にわたり実施することも差し支えない。

#### (3) 講習場所

講習場所は、社会参加活動の体験をさせる場所を除き、宮城県運転免許セン

ターとする。

#### 4 学級編成

##### (1) 学級編成の基本

学級の編成は、社会参加活動を含む講習及び社会参加活動を含まない講習のいずれも、原則として9人編成とし、運転適性指導については、1グループ3人以内とする。

##### (2) 講習指導員の配置

講習指導員の配置は1学級につき1人とする。また、運転適性指導は、1グループにつき講習指導員1人を配置する。

なお、講習指導員が2人以上となる場合は、中心となる講習指導員を指定し、この者の指示により、効果的な講習を行うこと。

##### (3) 講習学級の細分化

学級編成に当たっては、受講者の態様に応じた適切な講習を実施するため、免許種別や違反態様に応じ、原則として四輪車又は二輪車の学級編成を行い、それぞれの学級に適した内容の講習を実施すること。

なお、受講人員が少ないため、これらの区分による学級編成が困難であるときは、講習事項の一部について、合同で行うことができる。

#### 5 社会参加活動の体験

##### (1) 社会参加活動の内容と実施主体

###### ア 活動の内容

社会参加活動の活動内容の選定に当たっては、講習規則第6条に規定するところに従い、宮城県の実情に応じたものを選定すること。この場合において、活動内容は、運転者の資質の向上に資する活動に限定されていることに留意するものとする。

なお、一般的には、次活動が考えられるが、その他にも地域の実情に応じて多様な活動ができるようにするものとする。

(ア) 歩行者の安全通行のための通行の補助誘導

(イ) 交通安全の呼び掛け、交通安全チラシの配布等の広報啓発

(ウ) 交通安全チラシ、ポスター等の作成

(エ) カーブミラーの清掃等の道路上の環境整備

(オ) 放置自転車の整理又は撤去の補助

###### イ 活動の実施主体

宮城県交通安全協会、地区交通安全協会、地域交通安全活動推進委員協議会等の地域の交通安全組織・団体はもとより、幅広く社会福祉団体その他の各種組織・団体と密接に連携し、社会参加活動の実施先の確保に努めるものとする。

##### (2) 社会参加活動の実施計画の策定

講習の受講期間は、1か月間と限られていることから、社会参加活動の実施

予定は、少なくとも1か月間程度組まれていることが必要である。

また、実施計画の策定に当たっては、おおむね次の表に掲げるところにより、計画的な実施に努めるものとする。

区 分	社会参加活動の講習日及び場所	社会参加活動の内容の種類
事前体験コース	座学等を行う講習日までに2回以上 おおむね受講者の住所地を管轄する警察署管内	各回につき1種類以上
当日体験コース	1か月に2回以上 安全運転学校等の周辺	各回につき2種類以上

(3) 保険契約の締結

受講者の社会参加活動体験中における各種事故の発生に備えて、社会参加活動について保険契約を締結させておくものとする。

(4) 社会参加活動を体験させた場合の確認方法

社会参加活動を体験させた場合における確認方法は、あらかじめ講習の委託先と社会参加活動を実施する組織・団体との間で定めたところによるものとし、相互に負担のかからないできるだけ簡便なものとする。

なお、具体的な確認方法としては、受講者名簿、違反者講習通知書に設けた確認欄への押印又は署名、当該組織・団体発行の証明書等とする。

6 運転適性指導

自動車等の運転について必要な適性に関する指導は、筆記による検査、運転適性検査器材を用いた検査、自動車等の運転をさせることにより行う検査及び運転シミュレーターの操作をさせることにより行う検査に基づいて行うものとする。

(1) 筆記による検査に基づく指導

筆記による検査は、「科警研編運転適性検査82-3」又はこれと同等以上のものを使用して受講者全員について実施し、診断票により検査の結果に基づいて安全運転の心構えを指導するものとする。

(2) 器材使用による指導

器材使用による指導は、必要と認める者について実施し、診断票により検査の結果に基づいて安全運転の心構えを指導するものとする。

(3) 実車による指導及び運転シミュレーター操作による指導

ア 実車による指導場所等の設定

(ア) 四輪車により指導する場合は、講習効果の観点から、原則として道路において行うものとする。

(イ) 二輪車（自動二輪車及び原動機付自転車をいう。以下同じ。）により指導する場合は、講習効果、安全性等の観点を勘案し、コース、コース及び道路又は道路で行うものとする。

(ウ) 前記(ア)又は(イ)の実車指導の内容（以下「講習路」という。）設定については、取消処分者講習における講習路設定の基準（四輪車により指導する場合は四輪車の講習路設定の基準と診断の着眼点（別紙2）に、二輪車

により指導する場合は二輪車技能診断課題設定の基準（別紙３））に準じることとし、停止処分者講習の短期講習における講習路設定の基準と均衡のとれた基準とするものとする。

なお、道路で実車による指導をする際には、講習用車両に「講習中」である旨を表示する標識を見やすい位置に掲示すること。

#### イ 使用車両

受講者が保有する運転免許の種類に対応する自動車又は原動機付自転車をを使用すること。ただし、対応する自動車がない場合には、次の措置を執るものとする。

なお、身体障害者が自己保有の改造車両の持込みを希望した場合は、これを認めることとするが、手数料上の特例は設けられていないことをあらかじめ了知させるものとする。

- (ア) 大型免許を保有する者は、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車を使用すること。
- (イ) 中型免許を保有する者は、準中型自動車又は普通自動車を使用すること。
- (ウ) 準中型免許を保有する者は、普通自動車を使用すること。
- (エ) 大型自動二輪免許を保有する者は、普通自動二輪車を使用すること。

#### ウ 運転行動の診断と指導

実車による指導においては、検査結果に基づき運転行動診断票（四輪車用）（別記様式第２号）又は運転行動診断票（二輪車用）（別記様式第３号）を作成し、これにより行うものとする。

#### エ 運転シミュレーター操作による指導

- (ア) 実車による指導に加えて、実車による指導のみでは指導が困難な交通事故その他危険場面について、運転シミュレーターの操作により擬似体験させ、受講者の運転行動の危険性を診断して指導を行うこと。

なお、運転シミュレーター操作による指導は、必要と認める者に対して行うものとする。

- (イ) 使用する運転シミュレーターは、保有する運転免許の種類に応じ、四輪車用、自動二輪車用又は原動機付自転車用とする。ただし、原付免許保有者には、原動機付自転車用の運転シミュレーターを整備するまでの間、自動二輪車用の運転シミュレーターで代替することができる。

### 7 考査の実施

考査は、講習を通じて得られたもの、今後の安全運転への心構え等を課題として与え、感想文により２０分で提出させる方法で行うこと。

また、終了後は、結果に基づいて講評して今後の安全運転の動機付けをすること。

### 8 講習指導案



講習は、違反者講習の講習科目、時間割り等に関する細目（四輪運転者又は二輪運転者用）（別表）に準拠し、宮城県の交通実態に即して重点を選定するなど実質的効果の上がるような内容の講習指導案を作成して実施するものとする。

## 9 講習の通知等

### (1) 通知書の記載事項

通知書には、府令第38条の4の2に規定するもののほか、違反者講習の実施区分とこれを選択できる旨及び実施区分ごとの具体的な講習を行う日時・場所を記載すること。また、必要に応じて、講習所要時間、携行品（通知書、運転免許証、手数料その他講習に必要なものをいう。）、服装等の受講上の注意事項等を記載するものとする。

### (2) 講習日時の指定及び変更

講習日時を指定するに当たっては、受講者の利便を考慮しながら宮城県の実情を踏まえ、講習の効率性をも勘案して行うものとする。

なお、講習指定日において、受講者の都合により受講できないときは、改めて指定するよう配慮するものとする。

### (3) 通知書の送付

通知書を送付するときは、配達証明郵便に付するものとする（府令第38条の4の2第2項）。この場合において、郵便は、封書によるものとする。

### (4) 講習対象者がやむを得ない理由の書類を提出したときの措置

やむを得ない理由により受講期間内に講習を受けられず、その後に講習を受けたいと申出をする者には、当該やむを得ない理由のあったことを証するに足る書類を提出させることとなる（府令第38条の4の2第3項）が、当該書類により相当な理由の確認ができれば速やかに講習を受けさせるものとする。

### (5) 講習の移送等

#### ア 講習の移送

運転教育課長は、講習の通知をしようとする場合において、講習対象者が住所地を他の都道府県に変更していたときは、その者に対し速やかに住所変更の届出を行うよう指導するとともに、速やかに現にその住所地を管轄する公安委員会（以下「新公安委員会」という。）に違反者講習移送通知書（別記様式第4号又は別記様式第5号）を送付するものとする。

また、講習の通知をした後に、講習対象者が他の都道府県に住所地を変更した場合において、その者が新公安委員会の行う講習の受講を希望するときは、その者に対し速やかに住所変更の届出を行った上で受講の申出をするよう指導するとともに、運転教育課長は、自ら、又は新公安委員会からの連絡を受けて、新公安委員会に違反者講習通知移送通知書（別記様式第6号又は別記様式第7号）を送付するものとする。

#### イ 期間経過の通知

運転教育課長は、他の都道府県公安委員会から講習の移送に係る通知又は

講習通知の移送に係る通知を受けた場合は、講習対象者に講習の通知を行うものとする。また、当該講習対象者が受講期間内に講習を受けなかった場合には、その者が講習の基準に該当することとなった時における住所地を管轄する公安委員会に違反者講習期間経過通知書（別記様式第8号又は別記様式第9号）を送付するものとする。

#### 10 受講者の確認等

講習の実施に際しては、通知書、運転免許証等により受講対象者本人であることを確認するとともに、運転免許証が有効期間内であることを確認するものとする。

#### 11 実施結果の報告

講習の委託を受けた機関において講習を実施したときは、講義等の講習を終了した日のうちに、違反者講習結果報告書（別記様式第10号）により運転教育課長を経由して公安委員会に報告させるものとする。

#### 12 講習受講済みの登録等

運転教育課長は、講習を実施し、又は実施結果の報告を受けたときは、速やかに講習終了者についての登録、整理等を行うこと。

### 第7 その他

#### 1 講習効果の測定

運転教育課長は、講習の効果を測定するため、受講者の受講後における交通違反及び交通事故の発生状況を追跡調査し、資料化とその活用に努めるものとする。

#### 2 事故防止

運転教育課長は、講習中の各種事故防止に万全を期すため、講習指導員に特段の配意をさせるとともに、特に二輪車の実車による指導に際しては、ヘルメット、プロテクター、手袋等を確実に着用させるものとする。また、二輪車による講習において、聴覚障害者及び聴力に不安があるため講習を受けるに当たり安全を確保するための特別な対応を受けることを希望する受講者を含めて集団講習を行う場合には、何らかの不測の事態が発生した際にこれに対処できるように、無線による意思伝達装置を使用するなどの措置を講ずることにより、受講者の安全を確保するものとする。

なお、講習に係る事故に備え、対人等の保険に加入させるものとする。

## 別紙 1

### 1 最近における道路交通法令の改正の概要

最近5年間程度の主要な道路交通法令の改正の趣旨、施行の時期、改正の内容等について、図表等を用いて解説すること。

### 2 運転者の社会的責任

運転者として守るべき基本的な心構え並びに交通事故や交通違反を起こした運転者の刑事上、行政上及び民事上の責任について、図表等を用いて解説すること。その際、刑事裁判例及び民事裁判例並びに保険制度について、図表等を用いて解説すること。

### 3 危険予測

#### (1) 危険予測の心構え

駐車車両や障害物の陰から人が突然出てきても、安全な措置が執れるように、「かもしれない」運転を心掛けること、慣れによる慎重さや緊張感の鈍化による「だろう」運転を回避すること、道路環境の変化に合わせて意識を切り替えること等の重要性について解説すること。

#### (2) 危険予測の方法

視覚や聴覚を用いて、絶えず運転に必要な情報を捉えること、ちょっとした手掛かりを元に人、自動車等の存在を察知すること、他の自動車等の運転者、歩行者等が次にどのような行動をするかをその者の目の動きや身体の動きによって察知すること等の重要性について解説すること。

#### (3) 死角

自らの車両によって生じる死角、駐停車車両によって生じる死角、交差点における死角、カーブにおける死角等についてイラスト等を用いて解説すること。その際、死角によって生じる危険を回避するための方法についても言及すること。

### 4 安全運転の基礎知識（運転の特性）

#### (1) 性格と運転

性格特徴が運転に与える影響について解説すること。

#### (2) 各年代毎の運転者の一般的特性

各年代毎の運転者の事故傾向、事故原因及び運転特性について、周囲の運転者が配慮すべき点も含めて解説すること。その際、運転者が運転する上での留意点についても言及すること。

#### (3) 視力と加齢

運転に必要な情報びんの大半を依存する視力（静止視力と動体視力、視野、明度の差及び順応と眩惑）について、イラスト等を用いて解説すること。その際、加齢との関係についても言及すること。

#### (4) 反応と加齢

加齢に伴って反応速度が遅くなったり、動作の正確さが低下したりすることについて、データ等を用いて解説すること。

#### (5) 飲酒運転の根絶

飲酒運転による事故傾向、飲酒運転の危険性及び罰則、飲酒運転をさせない取

組等について解説すること。その際、飲酒運転による事故の悲惨さについても言及すること。

## 5 安全運転の方法

### (1) 運転を始める前に

日常点検項目及び点検要領、運転免許種別に応じて運転できる自動車の種類、正しい運転姿勢並びにシートベルトやチャイルドシートの正しい着用・使用義務と効果、使用方法等について、イラスト等を用いて解説すること。

### (2) 歩行者・自転車の保護

歩行者・自転車利用者の行動特性及び歩行者・自転車を保護するための運転方法について解説すること。

### (3) 高速道路の通行

高速走行の危険性及び高速道路における安全な通行方法について、イラスト等を用いて解説すること。

### (4) 駐車・停車、自動車の保管場所

駐車・停車が禁止されている場所、駐車・停車の方法及び自動車の保管場所の確保について、イラスト等を用いて解説すること。

### (5) 二輪車の特徴

二輪車の特性及び二輪車事故の特徴について、イラスト等を用いて解説すること。その際、二輪車事故を防止するため、二輪車側及び四輪車側で注意すべき事項についても言及すること。

## 6 事故時の対応と応急救護処置

一般財団法人日本救急医療財団が主催する心肺蘇生法委員会策定の「救急蘇生法の指針(市民用)」に基づいた応急救護処置及び一時救命処置の方法について、イラスト等を用いて解説すること。その際、事故時の対応についても言及すること。

## 7 各種制度

交通反則通告制度、放置違反金制度、点数制度及び講習（初心運転者講習、違反者講習、停止処分者講習、取消処分者講習、更新時講習及び高齢者講習）制度について、図表等を用いて解説すること。

## 8 被害者等の手記

交通事故がもたらす社会的影響及び運転者の社会的責任について再確認させ、安全運転意識の向上に資するような内容の被害者、加害者、被害者遺族等の手記を掲載すること。

## 9 安全運転5則

### (1) 次の安全運転5則を記載すること。

- ア 安全速度を必ず守る。
- イ カーブの手前でスピードを落とす。
- ウ 交差点では必ず安全を確かめる。
- エ 一時停止で横断歩行者の安全を守る。
- オ 飲酒運転は絶対にしない。

### (2) 交通事故情勢等に応じたトピックスの記載

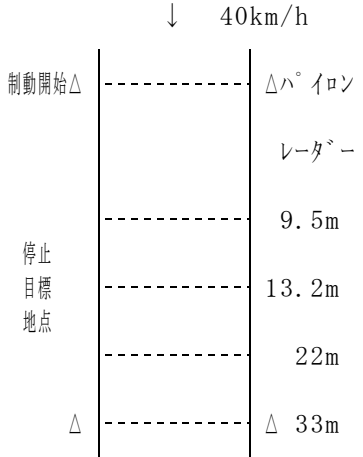
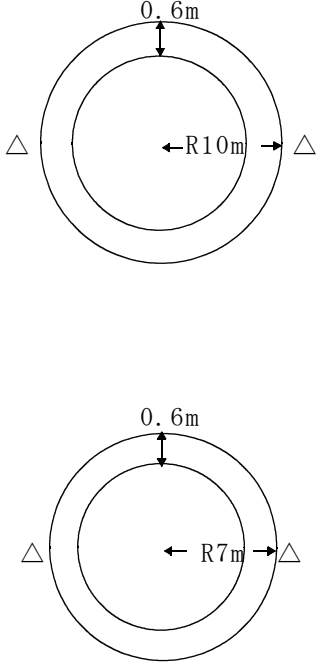
その時々の交通情勢で、自転車の通行モラル、事故の増加要因や交通弱者の保護に関するもの等を必要に応じて、イラスト等を用いて記載すること。

別紙 2

四輪車の講習路設定の基準と診断の着眼点

実施場所別	講習路の形状	診断の着眼点
<p>1 道路 (所要時間 15～20分) (走行距離 4～5 km)</p>	<p>普通免許の技能試験コースに準じたものとし、</p> <p>(1) 広路 (往復2車線の内側) 交通量の少ない所を1箇所入れた方がよい。</p> <p>(2) 狭路 商店街(ない場合は、細街路) 住宅街</p> <p>(3) 歩車道区分有無 (1)、(2)ともできれば両側にあるところ</p>	<p>速度の加減速の状況</p> <p>飛び出しに対する警戒の仕方</p> <p>歩行者、自転車への応じ方</p>
<p>2 コース (所要時間 10～15分) (走行距離 2～3 km)</p>	<p>(1) 外周、外回り</p> <p>(2) 外周、内回り</p> <p>(3) クランクS字</p> <p>(4) 見通しの悪い交差点 直線、右折、左折</p>	<p>速度の加減速の状況</p> <p>交差道路への対応</p> <p>ハンドルさばき 減速調整</p> <p>飛び出しに対する警戒状況</p>

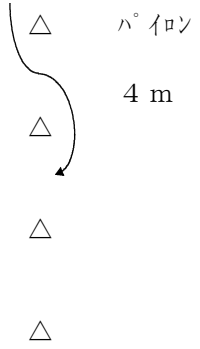
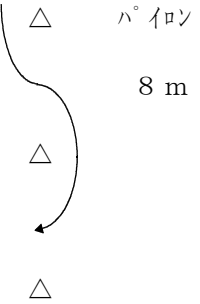
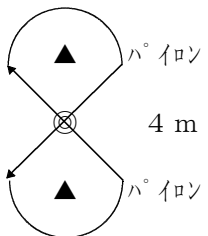
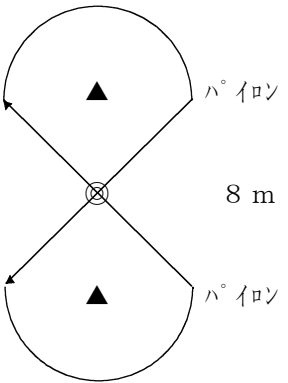
二輪車技能診断課題設定の基準

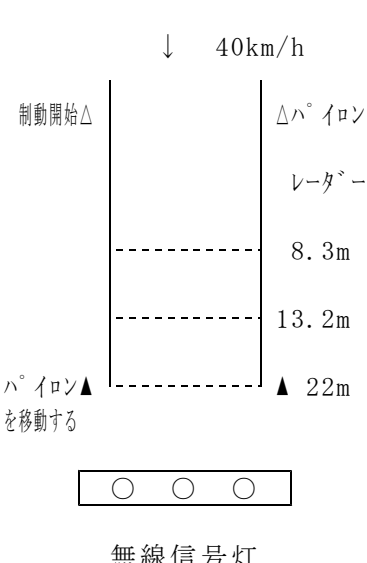
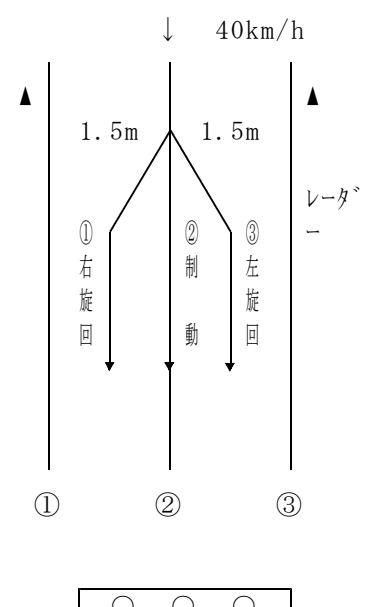
課題	課題設定の基準	指導の狙い
1 慣熟走行		<p>①最初は低速で外周を走行する。</p> <p>②2回目は外周3周を走行後、S、クランク等の屈曲コースに入り、順次速度を上げる。</p> <p>③受講者が走ったとの感を持つまで走行する。</p>
2 目標制動		<p>①40km/hで行う。ただし、原付は30km/hとする。</p> <p>②前輪、後輪、前後輪同時ブレーキの順で行う。</p> <p>③目標地点に停止できない場合には、再度繰り返して行う。</p> <p>④後輪ブレーキは13.2m以下ではロックするので、1回限りとする。</p> <p>⑤ギアは4速以上とする（エンジブレーキがかからないため。）。</p> <p>⑥走行順序は、技能の高い受講者からとする。</p>
3 コーナリング		<p>①一定の速度で旋回させる。</p> <p>②指示速度は、10km/hから2～3km/hずつ上げる。</p> <p>③半径10m円が設置できない場合は、半径7mでもよい。</p> <p>④受講者が所定の速度に達したなら、警笛を鳴らさせ、他の受講者が半周する時間を計測し、速度に換算の上、記録する。</p> <p>⑤指導員が危険と判断するまでは、受講者に聞きながら速度を上げられるまで上げさせる。</p>

○受講者の技能レベルと問題走行を見極める。

○理解しているブレーキと実際の違いを自覚させる。  
○バランス、ブレーキ操作、乗車姿勢が容易でないことを認識させる。

○カーブでの進路保持の難しさを認識させる。  
○曲率と自分の限界速度を自覚させる。

<p>4 スラローム</p>	 <p>△ ハイロン 4 m</p>  <p>△ ハイロン 8 m</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>①パイロン間隔は、4 m と 8 m の 2 種類とし、4 m から始める。</li> <li>②走行速度は、低速度から順次速度を上げるように指示する。</li> <li>③他の受講者に通過時間を計測させる。</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○パイロンの短いコースでは車を倒さずハンドルで曲がることを体験させる。</li> <li>○僅かな速度超過、操作遅れがパイロンクリアーできないことを認識させる。</li> </ul>
<p>5 8 の字旋回</p>	 <p>△ ハイロン 4 m △ ハイロン</p>  <p>△ ハイロン 8 m △ ハイロン</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>①パイロン間隔 4 m では単独走行させ、順次旋回半径を短くさせる。</li> <li>②パイロン間隔 8 m では 2 台同時に走行させ、4 周した後離脱し、次の受講者を進入させる。</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○低速度でのコース取りの難しさを認識させる。</li> </ul>

<p>6 緊急制動</p>	 <p style="text-align: center;">無線信号灯</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 40km/h~50km/hで行う。ただし、原付は30km/h~40km/hとする。</li> <li>② 後輪、前輪、前後輪同時ブレーキの順で行う。</li> <li>③ 制動開始地点通過時に制動合図を出す信号灯を準備する。</li> <li>④ ブレーキ操作力を表示する測定器により指導すると効果的である。</li> <li>⑤ 1人乗り制動が終わった時点で2人乗り制動を行う。</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 制動の限界を認識させる。</li> <li>○ 2人乗りブレーキの特性を理解させる。</li> </ul>
<p>7 緊急回避</p>	 <p style="text-align: center;">無線信号灯</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 指示速度を必ず守らせる。</li> <li>② まず、全員に合図と同時に緊急制動を行わせ、他の受講者に停止距離を測定させて記録させる。</li> <li>③ 3種類の合図を定めてランダムに合図を出させ、停止、右旋回、左旋回を行わせ、その距離を測定、記録させる。最初は、「あて感」で方向を間違えても続けさせるが、途中で全員を集め実際の交通場面で間違えることが何を意味するかを問い、注意を促した後、再開する。</li> <li>④ 車両の進行状況を明確にするため、残跡装置を車両に装備すると指導に説得力が出る。</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 認知、判断を要求される操作は、単純操作に比べて時間がかかることを体験し、安全運転の本質を理解させる。</li> </ul>



別表

違反者講習の講習科目、時間割り等に関する細目

(四輪運転者用)

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	時間
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要及び日程の説明 受講者の心得の説明			110分
1 道路交通の現状	(1) 交通障害の状況 (2) 交通規制	講義 教本、自動車等の 構造見本、視聴覚教 材等	○ 宮城県の実情に応じて交通障害（事故、渋滞、 公害及び生活環境の侵害）の発生状況等を重点的 に説明し、その関連において交通規制の概要を説 明する。	
2 交通事故の実態	(1) 運転者に起因する事 故の実態及びその原因 分析 (2) 重大事故の実例 (3) 交通事故の惨状		○ 単なる数字の羅列に終始することなく、多角的 な分析に基づいて、受講者にとって身近な事実 に関する数字の使用等によって実感として感得さ せる。 ○ 交通事故の被害者の惨状及び加害者の窮状を 実例で示す。	
3 運転者の社会的 立場	(1) 運転免許の意義 (2) 運転者の責任		○ 教本及び視聴覚教材を用い、運転者の責任感 及び交通徳の向上を図る。	
4 安全運転の心構 え	(1) 安全運転の基本的考 え方 (2) 安全運転の実践  (3) 事故防止のポイント		○ 自己中心的な運転マナーを矯正し、ルールを 正しく実践できる心の醸成を図る。 ○ 交通状況に応じた安全運転の実践方法を具 体的事例を用いて説明する。 ○ 宮城県における交通事故の典型的(多発)パ ターンの中から、その原因となった危険行為5～ 7種を抽出し、事故防止のポイントを十分に認 識させる。	
5 安全運転の基礎 知識	(1) 安全な運転 (2) 防衛運転 (3) 人間の感覚と判断能力 ア 視覚の特性 イ 過労等の影響 (4) 飲酒運転の危険性		○ DVD等の視聴覚教材を活用する。  ○ 速度に起因する具体的な事故事例を用いると ともに、科学的な根拠に基づく説明で、速度の 危険性を理解させる。	
6 道路交通法令の 知識及び安全運転 の方法	(1) 日常点検要領 (2) 走行の基本 ア 座席ベルトの着用 イ 運転操作 ウ 進路変更 (3) 歩行者の保護 (4) 自転車に乗る人の保護 (5) 車間距離 (6) 追越し (7) 交差点の進行 (8) 駐車と停車 (9) 危険な場所等での通 行 ア 夜間、トンネル イ カーブ ウ 悪天候等 (10) 高速道路の通行 ア 高速走行の危険性 イ 高速道路への出入り ウ 高速走行の方法 (11) 二輪車に対する注意 ア 二輪車の特性 イ 二輪車事故の特徴 (12) 事故と故障時の措置		○ この科目の細目は、実情に応じて重点的選 択的に取り上げることとする。 ○ DVD等の視聴覚教材を活用する。 ○ 座席ベルトの着用については、着用の効果 等を具体的事例に基づいて説明する。 ○ 日常点検要領については、日常点検の必要 性と点検項目、点検要領等を説明する。  ○ 四輪車対二輪車の事故の具体的事例を用い て、四輪車の側で注意すべき事項を理解させ る。	
7 事故事例研究に 基づく安全運転の 方法		発表（適宜、ディス カッション方式を採 る。）	○ 身近な事故事例を素材として受講者に発表 させる等、事故の原因となる危険行為等を 受講者自身に考えさせ、正しい運転方法 を理解させる。	30分
8 運転適性につい ての診断と指導①	(1) 筆記による検査と指導 (2) 運転適性検査器材の 使用による診断と指導	個別的指導 教本、運転適性検 査器材、視聴覚教 材等	○ 所要の運転適性検査用紙により実施し、 結果に基づいて安全運転の心構えを指導 する。 ○ 運転適性検査器材により実施し、結 果に基づいて安全運転の心構えを指導 する。 ○ 事故に結び付きやすい違反行為をした 者及び筆記による検査の結果により必要 と認める者について実施する。	40分

○ 社会参加活動を含む講習

9 社会参加活動	(1) 活動方法の説明 (2) 現場活動	活動内容に応じて必要な資器材を用いて行うこと。		150分
	考 査		○ 講習を通じて得られたもの、今後の安全運転への心構え等を課題として与え、感想文により提出させる方法で行い、結果を講評して、安全運転の動機付けをする。	30分
講 習 時 間 合 計				360分

備考 1 休憩時間は、講習時間以外に適宜設けること。

2 「運転適性検査器材の使用による診断と指導」を行う場合には、「事故事例研究に基づく安全運転の方法」を省略することができる。

○ 社会参加活動を含まない講習

9 運転適性についての診断と指導②	(1) 実車による診断及び指導  (2) 運転シミュレーター操作による診断及び指導	実技 教本、自動車、運転シミュレーター、視聴覚教材等	○ 実車を運転させ、講習指導員が同乗して運転行動、事故や違反に結び付く危険な運転個癖等を診断し、その結果に基づく指導を行う。 ○ 運転シミュレーターを操作させ、交通事故その他危険場面について擬似体験させ、運転の危険性を診断し、その結果に基づく指導を行う。 ○ 事故に結び付きやすい違反行為をした者及び実車による指導の結果により必要と認める者について実施する。	120分
10 面接指導		個別的指導（適宜、ディスカッション方式を採る。）	○ 本人の違反経歴に運転適性検査と実車指導の結果とを照合して、特に個々の指導が必要であると認められる受講者については、個々面接の方法で受講者に運転特徴等を説明し、以後の安全運転に資するための指導を行う。 ○ その他の受講者については、グループ討議等の方法で安全運転意識の高揚を図る。	30分
	考 査		○ 講習を通じて得られたもの、今後の安全運転への心構え等を課題として与え、感想文により提出させる方法で行い、結果を講評して、安全運転の動機付けをする。	30分
講 習 時 間 合 計				360分

備考 1 休憩時間は、講習時間以外に適宜設けること。

2 「運転適性検査器材の使用による診断と指導」又は「運転シミュレーター操作による診断と指導」を行う場合には、「事故事例研究に基づく安全運転の方法」又は「面接指導」を省略し、「運転適性検査器材の使用による診断と指導」及び「運転シミュレーター操作による診断と指導」を行う場合には、「事故事例研究に基づく安全運転の方法」及び「面接指導」を省略することができる。

## (二輪運転者用)

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	時間
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要及び日程の説明 受講者の心得の説明			110分
1 道路交通の現状	(1) 交通障害の状況 (2) 交通規制	講義 教本、聴覚教材等	○ 当該都道府県の実情に応じて交通障害（事故、騒音、暴走行為及び生活環境の侵害）の発生状況等を重点的に説明し、その関連において交通規制の概要を説明する。	
2 交通事故の実態	(1) 二輪車事故の実態 (2) 二輪車事故の特徴 (3) 重大事故の実例  (4) 交通事故の惨状		○ 単なる数字の羅列に終始することなく、多角的な分析に基づいて、受講者にとって身近な事実に関する数字の使用等によって実感として感得させる。 ○ 交通事故の被害者の惨状及び加害者の窮状を実例で示す。	
3 運転者の社会的立場	(1) 運転免許の意義 (2) 運転者の社会的責任 (3) 交通事故（違反）を起こした運転者の責任		○ 教本及び視聴覚教材を用い、運転者の責任感及び交通道徳の向上を図る。 ○ 運転免許制度の意義を説明し、運転者に対する社会の要望について具体的事例、新聞の社説、投書意見等を活用して理解させる。 ○ 刑事上の責任、民事上の責任及び行政上の責任について、交通裁判例、点数制度の仕組み等を事例として具体的に説明することによって認識させる。	
4 安全運転の心構え	(1) 安全運転の基本的考え方 (2) 安全運転の実践  (3) 事故防止のポイント		○ 自己中心的な運転マナーを矯正し、ルールを正しく実践できる心の醸成を図る。 ○ 交通状況に応じた安全運転の実践方法を具体的事例を用いて説明する。 ○ 当該都道府県における二輪車事故の典型的（多発）パターンの中から、その原因となった危険行為5～7種を抽出し、事故防止のポイントを十分に認識させる。	
5 安全運転の基礎知識	(1) 二輪車の特性 (2) 車種の選び方 (3) 乗車用ヘルメットの着用 (4) 二輪車と物理の法則 (5) 人間の感覚と判断能力 (6) 飲酒運転の危険性		○ 乗車用ヘルメットの着用については、実例、統計等によってその必要性及び効果を強調し、正しい着用の習慣付けを図る。 ○ DVD等の視聴覚教材を活用する。	
6 道路交通法令の知識及び安全運転の方法	(1) 日常点検要領 (2) 走行の基本 ア ドライビング・スペースとポジション イ 防衛運転 (3) 歩行者の保護 (4) 速度と車間距離 (5) 追越し (6) 交差点通行 (7) 夜間走行 (8) 気象条件に合わせた運転 (9) 高速道路の通行 (10) 改造車の運転禁止		○ 二輪車事故の特徴との関連で特に防衛運転に徹する必要性を強調する。 ○ この科目の細目は、実情に応じて重点的選択的に取り上げることとする。 ○ DVD等の視聴覚教材を活用する。 ○ 日常点検要領については、日常点検の必要性と点検項目、点検要領等を説明する。	
7 事故事例研究に基づく安全運転の方法		発表（適宜、ディスカッション方式を採用。）	○ 身近な事故事例を素材として受講者に発表させる等、事故の原因となる危険行為等を受講者自身に考えさせ、正しい運転方法を理解させる。	30分
8 運転適性についての診断と指導①	(1) 筆記による診断と指導 (2) 運転適性検査器材の使用による診断と指導	個別的指導 教本、運転適性検査器材、視聴覚教材等	○ 所要の運転適性検査用紙により実施し、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 ○ 運転適性検査器材により実施し、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 ○ 事故に結び付きやすい違反行為をした者及び筆記による検査の結果により必要と認める者について実施する。	40分

○ 社会参加活動を含む講習

9 社会参加活動	(1) 活動方法の説明 (2) 現場活動	活動内容に応じて必要な資器材を用いて行うこと。		150分
	考 査		○ 講習を通じて得られたもの、今後の安全運転への心構え等を課題として与え、感想文により提出させる方法で行い、結果を講評して、安全運転の動機付けをする。	30分
講 習 時 間 合 計				360分

備考 1 休憩時間は、講習時間以外に適宜設けること。

2 「運転適性検査器材の使用による診断と指導」を行う場合には、「事故事例研究に基づく安全運転の方法」を省略することができる。

○ 社会参加活動を含まない講習

9 運転適性についての診断と指導②	(1) 実車による診断と指導 ア 日常点検 イ 乗車姿勢 ウ 基本走行 (ア) 発進要領 (イ) 低速走行及び通常走行 (ウ) 停止要領 エ 応用走行 (ア) 制動訓練 (イ) コーナリング訓練 (ウ) スラローム走行等の訓練 (2) 運転シミュレーター操作による診断と指導	実技 個別的指導(適宜、ディスカッション方式を採る。) 教本、自動二輪車、原動機付自転車、運転シミュレーター、視聴覚教材等	○ 実車を運転させ、講習指導員が追尾するなどして運転行動、事故や違反に結び付く危険な運転個癖等を診断し、その結果に基づく指導を行う。 ○ 実習に当たっては、乗車用ヘルメットを必ず着用させるほか、手袋、プロテクター、衣服、履物等乗車に適した準備をさせる。 ○ 時速30キロメートル程度で走行させ、正しい基本走行を習得させる。 ○ 運転技能を診断するに当たって、個々の受講者の体格、体力、運転技能、運転経験等からみて本人に適した車種の選び方についても指導する。 ○ 運転シミュレーターを操作させ、交通事故その他危険場面について擬似体験させ、運転の危険性を診断し、その結果に基づく指導を行う。 ○ 事故に結び付きやすい違反行為をした者及び実車による指導の結果により必要と認める者について実施する。	120分
10 面接指導		個別的指導(適宜、ディスカッション方式を採る。)	○ 本人の違反経歴に運転適性検査と実車指導の結果とを照合して、特に個々の指導が必要であると認められる受講者については、個々面接の方法で受講者に運転特徴等を説明し、以後の安全運転に資するための指導を行う。 ○ その他の受講者については、グループ討議等の方法で安全運転意識の高揚を図る。	30分
	考 査		○ 講習を通じて得られたもの、今後の安全運転への心構え等を課題として与え、感想文により提出させる方法で行い、結果を講評して、安全運転の動機付けをする。	30分
講 習 時 間 合 計				360分

備考 1 休憩時間は、講習時間以外に適宜設けること。

2 「運転適性検査器材の使用による診断と指導」又は「運転シミュレーター操作による診断と指導」を行う場合には、「事故事例研究に基づく安全運転の方法」又は「面接指導」を省略し、「運転適性検査器材の使用による診断と指導」及び「運転シミュレーター操作による診断と指導」を行う場合には、「事故事例研究に基づく安全運転の方法」及び「面接指導」を省略することができる。

# 違反者講習受講申請書

年 月 日

殿

住所

氏名

道路交通法第108条の2第1項第13号に規定する講習を受けることを申請します。

1	社会参加活動を含むコース	2	社会参加活動を含まないコース
3	講習通知手数料		

収 入	収 入	収 入
証 紙	証 紙	証 紙
貼 付	貼 付	貼 付
箇 所	箇 所	箇 所

別記様式第2号

運転行動診断票（四輪車用）

クラス		氏名	歳	年 月 日生
実施年月日 年 月 日		車種 (MT・AT)		取得免許
発進時及びその直後の印象				
注意の仕方	視 点……	近い、一点集中、偏り、むら		
	状況確認……	中途半端、遅れ、見落とし、脇見		
	危険予知……	ほとんどなし、甘い、やや甘い		
運転操作	ハンドル ブレーキ アクセル クラッチ その他	ふらつき、とられ、遅れ、急、やや急 遅れ、急、やや急、不要、予告制動、ハンドブレーキ むら、急、やや急、エンジンブレーキ 足乗せ、急、早切り、不要 全般に荒い、操作を急ぐ、ドアロック、シートベルト		評価値
	走 行 特 徴	合 図…… 遅れ、やや遅れ、忘れ 速 度…… 早すぎ、徐行せず、遅すぎ、流れに乗れず 停 止…… 位置出すぎ、不完全停止、不停止 信 号…… 無視、軽視、見込み発進 標識・標示… 無関心、軽視 交 差 点…… 右小回り、左大回り、まごつく、追い越し、他車妨害 誘 導…… 中央線オーバー、ジグザグ、走行位置、通行区分 交差判断…… 車間距離、追い越し、進路変更、すれ違い 弱者保護…… 寄りすぎ、早すぎ、無関心、排除 危険回避…… ハンドル、クラクション、回避せず		
性格的特徴・運転態度	衝動性……	先急ぎ、せっかち、焦る、軽率		評価値
	攻撃性……	排他、拒否、無視、わがまま		
	自己顕示性…	かっこうをつける、あえて無理をする		
	気分易変性…	調子っぽい、気分左右される、すぐ興奮する		
	神経質……	緊張しすぎ、遅い、集中できず、気遣い		
	抑うつ性……	おどおどする、なんとなく弱気		
	粘着性……	転換悪い、無我夢中、反応鈍い、もたつく		
	意志解消……	ぼんやり、勘違い		
特異性……	突飛、ぶつぶついう、鼻唄まじり、状況を全く考慮しない			
走行中の印象				

【 開始 】 時 分 : 【 終了 】 時 分 : 【 走行キロ 】 ~

総合評価値		車中談による安全意識の評価値
事故	免許取得後 ( ) 回 過去2年以内 ( ) 回 (かすり傷程度の事故も含む。)	内容 : 内容 :
違反	免許取得後 ( ) 回 過去2年以内 ( ) 回	内容 : 内容 :
いつもは(あるいは以前は)、 どんなことに気を配って運転 していますか。		
最近、自分の運転が変わったと 思いますか。 それはどうしてでしょうか。		
ハットした回数(そのときの状況は)		1 ハットしただけ。( ) 2 思わず操作の変更を指示した。( ) 3 右足が補助ブレーキの方に動いた。( )
診断者がハットしたとき、被診断者 がそれをどのように感じたか。		1 別にどうも思わなかった。 2 なんとなく、危険を覚えた。 3 やや危険に思った。 4 ハットした。 5 ブレーキに足をやるか、ハンドルで回避しようとした。
アドバイスされた内容について どのように感じたか。		1 それに気付いていなかった。 【具体的に】 2 そう言われれば、そのように思う。 3 部分的に、そのとおりだと思った。 4 全く、そのとおりだと思った。 5 自分に当てはまらないと思った。
自分にどのような運転時の癖がある とっていたでしょう。		
それが運転時に、危険として表れな いように、どの程度の努力をしてい たか。		1 特に改善しようなどとは思わなかった。 2 時々、思い出すたびに改善を試みていた。 3 いつもとはいえないが、大体において改善に努めてい た。 4 改善しようと思いながら運転することが多かったとい える。 5 その他 ( )

別記様式第3号

運転行動診断票（二輪車用）

クラス		氏名	歳	年	月	日生
実施年月日 年 月 日		車種 (MT・AT)	取得免許			評価値
発進時及びその直後の印象						
注意 仕方の	視 状 況 危 険 予 知	点 認 知	近い 中途半端 ほとんどなし	一点集中 遅れ 甘い	偏り 見落とし やや甘い	むら 脇見
乗車 姿勢	腰 膝 足 手 上 視	体 点	前過ぎ 後過ぎ ニーグリップが締まっていない つま先が直進方向に向いていない 土踏まずが正しく乗っていない 脇が開いている 肘が極端に曲がったり伸びたりしている 肩に力が入っている 極端に曲がったり伸びたりしている 近過ぎる			
ス タ ー ト	ク ラ ッ チ ア ク セ ル 後 方 確 認 流 入 の 方 法		急激なあわせによるフロントの浮上 後輪のスピン等 からふかし 回転の上げ過ぎ 停止からのスタート時に後方確認しない 急激に中央に寄る			
カ ー ブ 走 行	カ ー ブ 直 前 の 操 作 カ ー ブ 中 の 操 作 カ ー ブ 後 半 の 操 作		正確に減速しない 速度速過ぎ 急ブレーキ カーブ中に極端にスロットルを操作する ブレーキングする 速度のむら 膝の開き バンク角の変化 足出し 車体の接触 立ち上がり時の加速が極端 加速不足			
直 道 線 路	安 定 度  速 度		ふらつき 逸脱 むら 速過ぎ			
ス ロ ー ム	安 定 度  足 つ き		ふらつき 接触 膝開き 足をついて車体を支える			
ブ レ キ	操 作  足 出 し		前・後輪のバランスが悪い 一定の減速がない ロックする（1メートル以内なら可） 停止2メートル以内で足を出す			
法 規 走 行	通 行 区 分 路 変 更 右 ・ 左 折 合 安 全 確 認 信 一 時 停 止		正しい区分を走らない 中央寄り 通行帯での位置 しない 遅れ 不確実 不必要な変更 右折-斜め 左折-大回り 速過ぎ しない 遅れ 戻し忘れ 必要な場所ではない 信号に従わない 飛び出し 停止線を守らない 出過ぎ 手前過ぎ			
性 格 的 特 徴	衝 動 性 攻 撃 性 自 己 顕 示 性 気 分 易 変 性 神 経 質 抑 う つ 性 粘 着 性 特 異 性		先急ぎ せっかち 焦る 軽率 排他 拒否 無視 わがまま かっこうをつける あえて無視をする 調子っぽい 気分左右される すぐ興奮する 緊張し過ぎ 迷い 集中できず 気遣い おどおどする なんとなく弱気 転換が悪い 無我夢中 反応鈍い もたつく 突飛 ぶつぶついう 鼻唄まじり 状況を全く考慮しない			
走行中の印象						



【 開始 】 時 分：【 終了 】 時 分：【 走行キロ 】 ~

総合評価値		車中談による安全意識の評価値
事故	免許取得後 ( ) 回 過去2年以内 ( ) 回 (かすり傷程度の事故も含む。)	内容： 内容：
違反	免許取得後 ( ) 回 過去2年以内 ( ) 回	内容： 内容：
いつもは(あるいは以前は)、どんなことに気を配って運転していますか。		
最近、自分の運転が変わったと思いますか。また、それはどうしてでしょうか。		
ハットした回数(そのときの状況は)	1 ハットしただけ。( ) 2 思わず操作の変更を指示した。( ) 3 右足が補助ブレーキの方に動いた。( )	
診断者がハットしたとき、被診断者がそれをどのように感じたか。	1 別にどうも思わなかった。 2 なんとなく、危険を覚えた。 3 やや危険に思った。 4 ハットした。 5 ブレーキに足をやるか、ハンドルで回避しようとした。	
アドバイスされた内容についてどのように感じたか。	1 それに気付いていなかった。 <b>【具体的に】</b> 2 そう言われれば、そのように思う。 3 部分的に、そのとおりだと思った。 4 全く、そのとおりだと思った。 5 自分に当てはまらないと思った。	
自分にどのような運転時の癖があると思っていたでしょう。		
それが運転時に、危険として表れないように、どの程度の努力をしていたか。	1 特に改善しようなどとは思わなかった。 2 時々、思い出すたびに改善を試みていた。 3 いつもとはいえないが、大体において改善に努めていた。 4 改善しようと思いながら運転することが多かったといえる。 5 その他 ( )	

別記様式第4号

違反者講習移送通知書

年 月 日

公安委員会 殿

宮城県公安委員会 印

次の者について違反者講習移送通知書を送付する。

住 所	
氏 名	
生 年 月 日	
免許証番号	第 号 年 月 日 公安委員会交付
免許の種類	
理 由	<input type="checkbox"/> 道路交法第102条の2に該当
基準該当時 公安委員会	
備 考	

- 備考 1 基準該当時公安委員会欄には、違反者講習の基準に該当することとなった時における住所地を管轄する公安委員会を記載する。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第5号

違反者講習移送通知書

年 月 日

公安委員会 殿

宮城県公安委員会 印

次の者について違反者講習移送通知書を送付する。

本邦における住所	
氏 名	
国際運転免許証等の 番号	第 号 年 月 日
運転することができる 自動車等の種類	
理 由	<input type="checkbox"/> 道路交通法第107条の4の2において準用する道 路交通法第102条の2に該当
基準該当時公安委員会	
備 考	

- 備考 1 基準該当時公安委員会欄には、違反者講習の基準に該当することとなつた時における住所地を管轄する公安委員会を記載する。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第6号

違反者講習通知移送通知書

年 月 日

公安委員会 殿

宮城県公安委員会 印

次の者について違反者講習通知移送通知書を送付する。

住 所	
氏 名	
生 年 月 日	
免許証番号	第 号 年 月 日 公安委員会交付
免許の種類	
理 由	<input type="checkbox"/> 道路交通法第102条の2に該当
講習通知	年 月 日 公安委員会通知
基準該当時 公安委員会	
備 考	

- 備考 1 基準該当時公安委員会欄には、違反者講習の基準に該当することとなった時における住所地を管轄する公安委員会を記載する。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第7号

違反者講習通知移送通知書

年 月 日

公安委員会 殿

宮城県公安委員会 印

次の者について違反者講習通知移送通知書を送付する。

本邦における住所	
氏 名	
国際運転免許証等の番号	第 号 年 月 日
運転することができる自動車等の種類	
理 由	<input type="checkbox"/> 道路交通法第107条の4の2において準用する道路交通法第102条の2に該当
講習通知	年 月 日 公安委員会通知
基準該当時公安委員会	
備 考	

- 備考 1 基準該当時公安委員会欄には、違反者講習の基準に該当することとなった時における住所地を管轄する公安委員会を記載する。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第8号

違反者講習期間経過通知書

年 月 日

公安委員会 殿

宮城県公安委員会 印

次の者は、違反者講習を受講しないで受講期間を経過したので通知する。

住 所	
氏 名	
生 年 月 日	
免許証番号	第 号 年 月 日 公安委員会交付
免許の種類	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第9号

違反者講習期間経過通知書

年 月 日

公安委員会 殿

宮城県公安委員会 印

次の者は、違反者講習を受講しないで受講期間を経過したので通知する。

本邦における住所	
氏 名	
国際運転免許証等の番号	第 号 年 月 日
運転することができる自動車等の種類	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

